

告 示

埼玉県告示第千五百六十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十八年十二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇九―三一―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県和光市新倉五丁目千三百五十六番地一 外四百十四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一万五千六百三十六立方メートル